

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第十八号）（行政管理室）

一 改正の理由

広島県の実務を市町が処理する特例を定める条例（以下「特例条例」という。）の一部改正に伴い、規則に基づく事務の範囲を追加するなど必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

特例条例第一条の表の第四号の四(7)に規定する事務

興行場法施行細則に基づく事務のうち、興行場経営許可申請書等の記載事項の変更等に係る届出の受付

2 特例条例第二条の表の第十一号の三(1)の対象市町の追加に伴い、対象となる県道を定めた。

3 特例条例第二条の表の第十一号の三(2)の対象市町の追加に伴い、対象となる県道を定めた。

4 特例条例第二条の表の第十六号の四(1)の対象市町の追加に伴い、対象となる河川を定めた。

5 特例条例第二条の表の第十六号の四(2)の対象市町の追加に伴い、対象となる河川を定めた。

6 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十年四月一日。ただし、二二については、平成二十年六月一日

★医療法施行細則の一部を改正する規則（規則第十九号）（医務看護室）

一 改正の要旨

医療法等の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うとともに、社会医療法人の認定に係る申請書の様式を定めるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年三月二十七日

★ 広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則（規則第二十号）（医務看護室）

一 改正の要旨

学校教育法の一部改正に伴い、学校評価及び情報提供に係る規定を加えるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第二十一号）（漁業調整室）

一 改正の要旨

漁業法及び水産資源保護法の一部改正に伴い、知事が禁止する漁業及び知事の許可を受けなければならない漁業に係る規定などの改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日